企業年金運用管理規程

「規程管理規程等一部適用除外規定」

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日	作 成 者	承 認 日
1	初版	H23. 05. 01	総務部	

企業年金運用管理規程

規程番号 0806-0000-00-規

制 定 日 2011年 5月 1日

改正日 年 月 日

(目的)

第1条 この規程は、株式会社三重県農協情報センター確定給付企業年金の積立金の管理及び運用に 関する契約の締結に関し、株式会社三重県農協情報センター企業年金規約(以下「規約」という。) 第44条第1項各号に掲げる事項を定め、適切な資産の管理及び運用に資することを目的とする。

(資産管理運用機関の掛金の払込及び給付費等の負担の割合)

第2条 資産管理運用機関(規約第42条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。)の掛金の払込及び給付費等の負担の割合は、別表に掲げる割合とする。

(規程の変更)

第3条 前条に規定する事項の変更は、加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、加入者の過半数で組織する労働組合がないときは加入者の過半数を代表する者(以下「労働組合等」という。)の同意を得て、事業主が行う。

(資産の額の変更)

第4条 資産管理運用契約(規約第50条に規定する資産管理運用契約をいう。)に関して、第2条に 規定する掛金の払込又は給付費等の負担の割合の変更以外の事由による当該契約に係る資産の額 の変更は、労働組合等の同意を得て、事業主が行う。

(規程等の変更の特例)

- 第5条 前2条の変更は、積立金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要する場合には、これ らの規定にかかわらず、事業主は、労働組合等の同意を得ずに、当該変更をすることができる。
 - 2 事業主は前項の規定による変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。

附則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

別 表

資産管理運用機関の名称	掛金の払込割合(%)	給付費等の負担割合(%)
全国共済農業協同組合連合会	100.0%	100.0%